

令和5年5月成田市議会臨時会議案資料

(改正する条例の新旧対照表)

1. 改正がある部分の属する条のみを表示することとし、改正を要する条の中に改正を要しない項、号等がある場合は、それらの項、号等の規定部分を「略」と表示する。
2. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄にも下線が付されている部分がある場合は、現行の欄の下線が付されている部分を改正案の欄の下線が付されている部分に改める。
3. 現行の欄に下線が付されている部分があり、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されていない場合は、現行の欄の下線が付されている部分を削る。
4. 現行の欄に下線が付されていない部分がなく、その部分に対応する改正案の欄に下線が付されている部分がある場合は、改正案の欄の下線が付されている部分を加える。

議案番号	改正する条例の名称	頁
1	・成田市税賦課徴収条例（令和5年3月31日専決）	3
2	・成田市都市計画税条例（令和5年3月31日専決）	13
3	・成田市国民健康保険税条例（令和5年3月31日専決）	14

○議案第1号資料

・成田市税賦課徴収条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第43条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第85条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2の様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によって次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月の同項の規定によって提出すべき申告書の提出</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第43条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式又は第5号の15の2様式による納入書により納入しなければならない。</p> <p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第85条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第83条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書により納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第83条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2 法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定により次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月の同項の規定により提出すべき申告書の提出期</p>

現行	改正案																
<p>出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、<u>施行規則第34号の2の2様式</u>によらなければならない。</p>	<p>限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、<u>施行規則第34号の2の2様式</u>によらなければならない。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>1月及び2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月及び5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月及び8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月及び11月</td> <td>12月</td> </tr> </table>	1月及び2月	3月	4月及び5月	6月	7月及び8月	9月	10月及び11月	12月	<table border="1"> <tr> <td>1月及び2月</td> <td>3月</td> </tr> <tr> <td>4月及び5月</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>7月及び8月</td> <td>9月</td> </tr> <tr> <td>10月及び11月</td> <td>12月</td> </tr> </table>	1月及び2月	3月	4月及び5月	6月	7月及び8月	9月	10月及び11月	12月
1月及び2月	3月																
4月及び5月	6月																
7月及び8月	9月																
10月及び11月	12月																
1月及び2月	3月																
4月及び5月	6月																
7月及び8月	9月																
10月及び11月	12月																
<p>3・4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第86条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式による納付書</u>によって納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第86条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式による納付書</u>によって納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>3・4 略</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第86条の3第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書</u>により納付しなければならない。</p> <p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第86条の3 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書の指定する期限までに、<u>施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書</u>により納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>																

現行	改正案
<p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第6条第4項に規定する場合において，第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は，当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで，<u>第63条又は第64条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り，第53条の2第8項中「又は」とあるのは「若しくは」と，「まで」とあるのは「まで又は附則第15条から第15条の3の2まで，<u>第63条若しくは第64条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。</p>	<p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り，法附則第6条第4項に規定する場合において，第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は，当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2・3 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は<u>第63条</u>の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り，第53条の2第8項中「又は」とあるのは「若しくは」と，「まで」とあるのは「まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは<u>第63条</u>」とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等に規定する条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>法附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。</p> <p>4 <u>法附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第25項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は，3分の2とする。</p>

現行	改正案
6 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	6 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
7 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。	7 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
8 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。	8 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
9 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。	9 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
10 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。	10 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
11 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。	11 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
12 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。	12 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
13 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。	13 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。
14 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	14 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
15 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。	15 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
16 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。	16 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。
17 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。	17 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
18 略	18 略
19 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、零とする。 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がす	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がす

現行	改正案
<p>べき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第13項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p> <p>第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。))に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。))に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。))に行われたときに限り、<u>第70条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p>	<p>べき申告)</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～11 略</p> <p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に<u>施行規則附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告に係る書類の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p>

現行	改正案																				
<p><u>第15条の3の2・第15条の3の3</u> 略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第71条の4(第2号に係る部分に限る。)</u>及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「<u>100分の2</u>」とあるのは、「<u>100分の1</u>」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第72条第2号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p><u>第15条の3・第15条の3の2</u> 略 (軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第15条の7 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第72条第2号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>3,900円</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>6,900円</td> <td>8,200円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>3,800円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table>	3,900円	4,600円	6,900円	8,200円	10,800円	12,900円	3,800円	4,500円	5,000円	6,000円
3,900円	4,600円																				
6,900円	8,200円																				
10,800円	12,900円																				
3,800円	4,500円																				
5,000円	6,000円																				
3,900円	4,600円																				
6,900円	8,200円																				
10,800円	12,900円																				
3,800円	4,500円																				
5,000円	6,000円																				
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第72条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和2年4月1日から令和3年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和3年度分</u></p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第72条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が<u>令和4年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、<u>当該初回車両</u></p>																				

現行	改正案																				
<p>軽自動車税の種別割に限り、同号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																				
<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円	<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr> <tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr> </table>	3,900円	1,000円	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
3,900円	1,000円																				
6,900円	1,800円																				
10,800円	2,700円																				
3,800円	1,000円																				
5,000円	1,300円																				
3,900円	1,000円																				
6,900円	1,800円																				
10,800円	2,700円																				
3,800円	1,000円																				
5,000円	1,300円																				
<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第72条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																					
<table border="1"> <tr><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr> <tr><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr> <tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr> </table>	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円											
3,900円	2,000円																				
6,900円	3,500円																				
10,800円	5,400円																				
3,800円	1,900円																				
5,000円	2,500円																				
<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第72条第2号アの規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動</p>																					

現行	改正案		
<p>車税の種別割に限り、同号ア中次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 368 629 419">3,900円</td> <td data-bbox="629 368 1115 419">3,000円</td> </tr> </table>	3,900円	3,000円	
3,900円	3,000円		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 419 629 470">6,900円</td> <td data-bbox="629 419 1115 470">5,200円</td> </tr> </table>	6,900円	5,200円	
6,900円	5,200円		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 470 629 521">10,800円</td> <td data-bbox="629 470 1115 521">8,100円</td> </tr> </table>	10,800円	8,100円	
10,800円	8,100円		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 521 629 572">3,800円</td> <td data-bbox="629 521 1115 572">2,900円</td> </tr> </table>	3,800円	2,900円	
3,800円	2,900円		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="141 572 629 624">5,000円</td> <td data-bbox="629 572 1115 624">3,800円</td> </tr> </table>	5,000円	3,800円	
5,000円	3,800円		
<p>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第72条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第72条第2号アの規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中第2項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第72条第2号アの規定の適用については、</p>	<p>3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動</p>		

現行	改正案
<p>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中第3項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第72条第2号アの規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中第4項の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第72条第2号アの規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。</u></p> <p>4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第72条第2号アの規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号ア中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>

現行	改正案
<p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応す</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第27条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応す</p>

現行	改正案
<p>るための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>るための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>

○議案第2号資料

・成田市都市計画税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合) 2 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合) 3 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合) 4 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合) 5 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>	<p>附 則 (法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合) 2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。 (法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合) 3 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合) 4 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合) 5 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>

現行	改正案
<p>18 法附則第15条第1項、<u>第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>18 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、</u>第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

○議案第3号資料

・成田市国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>285,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及</p>

現行	改正案
<p>び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前各号に該当する者を除く。)</p>	<p>び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前各号に該当する者を除く。)</p>
<p>ア～エ 略</p>	<p>ア～エ 略</p>
<p>2 略</p> <p>附 則</p>	<p>2 略</p> <p>附 則</p>
<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>	<p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所</p>	<p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額</p>

現行	改正案
<p>得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>

現行	改正案
<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第21条第1項の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第21条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第21条第1項の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条，第6条，第8条及び第21条の規定の適用については，第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と，同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と，第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>	<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世</p>

現行	改正案
<p>帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>	<p>帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>
<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例</p>	<p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例</p>

現行	改正案
<p>等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び第21条第1項の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と, 「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と, 第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得, 配当所得及び雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び第21条第1項の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と, 「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税</p>	<p>等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得, 配当所得, 譲渡所得, 一時所得及び雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び第21条の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と, 「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と, 同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と, 第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得, 配当所得及び雑所得を有する場合における第3条, 第6条, 第8条及び第21条の規定の適用については, 第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法, 法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と, 「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等</p>

現行	改正案
<p>条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>